

○介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年老老発第31号) (抄)

改 正 後	改 正 前
<p>1 介護給付費請求書に関する事項（様式第一）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 公費請求（サービス費用に係る部分）</p> <p>保険請求の介護給付費明細書のうち、公費の請求に関わるものについて公費の法別に、以下に示す項目の集計を行って記載すること（生活保護の単独請求の場合は、居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の2つの区分ごとに集計を行って記載すること。）。合計欄のうち斜線のない欄には全ての公費請求の介護給付費明細書に関する集計を記載すること。</p> <p>①件数</p> <p>それぞれの公費の請求対象となる介護給付費明細書の件数（介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等1人分の請求を1件とする。）を記載すること。</p> <p>ただし、市町村合併等により被保険者等1人につき2箇所の生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付実施機関へ請求を行う場合には、2件と記載すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③費用合計</p> <p>介護給付費明細書の保険請求対象単位数（点数）に単位数（点数）あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること。</p> <p>特定診療費、特定治療又は特別療養費については、単位数（点数）あたり10円を乗じた額の合計額を記載すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 項目別の記載要領</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 特別療養費（様式第四、第四の二及び第九）</p>	<p>1 介護給付費請求書に関する事項（様式第一）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 公費請求（サービス費用に係る部分）</p> <p>保険請求の介護給付費明細書のうち、公費の請求に関わるものについて公費の法別に、以下に示す項目の集計を行って記載すること（生活保護の単独請求の場合は、居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の2つの区分ごとに集計を行って記載すること。）。合計欄のうち斜線のない欄には全ての公費請求の介護給付費明細書に関する集計を記載すること。</p> <p>①件数</p> <p>それぞれの公費の請求対象となる介護給付費明細書の件数（介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等1人分の請求を1件とする。）を記載すること。</p> <p>ただし、市町村合併等により被保険者等1人につき2箇所の生活保護実施機関へ請求を行う場合には、2件と記載すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③費用合計</p> <p>介護給付費明細書の保険請求対象単位数（点数）に単位数（点数）あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること。</p> <p>特定診療費や特定治療については、単位数（点数）あたり10円を乗じた額の合計額を記載すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 項目別の記載要領</p> <p>①～⑪ (略)</p>

ア 傷病名

特別療養費として定められている指導管理等を行った場合、その主な原因となった傷病名を記載すること。

ただし、「感染対策指導管理」及び「褥瘡対策指導管理」のみの場合には、記載は不要であること。

イ 識別番号

特別療養費の項目に対応する識別コード（2桁）を特別療養費識別一覧（別表4）で確認して記載すること。

ウ 内容

特別療養費の内容を識別するための名称として特別療養費識別一覧（別表4）の名称を記載すること。

エ 単位数

特別療養費の項目に対応する1回又は1日あたりの介護給付費の単位数を記載すること。

オ 回数

サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスについて算定回数）又は提供日数を記載すること。

カ 保険分単位数

「エ 単位数」に「オ 回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

キ 公費回数

「オ 回数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数又は日数を記載すること）。

ク 公費分単位数

「エ 単位数」に「キ 公費回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

ケ 摘要

特別療養費の項目に対応して特別療養費識別一覧（別表4）にしたがって所定の内容を記載すること。

コ 合計

保険分単位数、公費分単位数についてそれぞれの行の合計を合計欄に記載すること。

⑯～⑰ (略)

⑯ 請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第

⑯～⑰ (略)

⑯ 請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第

五の二、第六の五及び第六の六の⑯、⑰以外の部分)

様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。(※表は別記)

⑯ 請求額集計欄 (様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑯、⑰以外の部分)

様式第六、第六の二及び第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。(※表は別記)

⑰ 請求額集計欄 (緊急時施設療養費及び特別療養費)

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費及び特別療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における()内は様式第四及び第四の二における項目名。(※表は別記)

⑯～⑰ (略)

3 給付管理票に関する事項 (様式第十一) (略)

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

① (略)

② 2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順(別表2を参照)に1枚目の介護給付費明細書から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の適用(様式第二で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など)があれば、最後の介護給付費明細書で生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書は3枚以上になる場合があること。

なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」(平成14年4月1日健発第0401007号)、「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平

五の二、第六の五及び第六の六の⑯、⑰以外の部分)

様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。(※表は別記)

⑯ 請求額集計欄 (様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑯、⑰以外の部分)

様式第六、第六の二及び第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

(※表は別記)

⑰ 請求額集計欄 (緊急時施設療養費)

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における()内は様式第四及び第四の二における項目名。(※表は別記)

⑯～⑰ (略)

3 給付管理票に関する事項 (様式第十一) (略)

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

① (略)

② 2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順(別表2を参照)に1枚目の介護給付費明細書から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護の適用(様式第二で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など)があれば、最後の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書は3枚以上になる場合があること。なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」(平成14年4月1日健発第0401007号)、「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平

綱について」(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付並びに特別対策(低所得者利用者負担対策)としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとすること。

(2) (略)

(表)
2 (1) ③ (内容変更有)
2 (2) ⑯ (内容変更有)
2 (2) ⑯ (内容変更有)
2 (2) ⑰ (内容変更有)
別表1 (内容変更有)
別表4 (新)

成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付並びに特別対策(低所得者利用者負担対策)としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとすること。

(2) (略)

(表)
2 (1) ③
2 (2) ⑯
2 (2) ⑯
2 (2) ⑰
別表1